青森県行財政改革推進本部設置要綱

（設置）

第１条　財政の健全性確保を図りながら、社会経済情勢の変化や新たな課題に対応したより簡素で効率的かつ効果的な行政運営を確立するため、青森県行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 青森県行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。

(2) 青森県行財政改革大綱の進行管理に関すること。

(3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

３　本部員は、地域県民局長、部長、行政改革・危機管理監、エネルギー総合対策局長、出納局長、病院事業管理者、教育長及び警察本部長をもって充てる。

４　本部長は、推進本部を総括する。

５　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第４条　推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が主宰する。

２　会議には、前条第２項及び第３項に規定する職にある者のほか、総務部次長及び本部長が命じた職員が出席するものとする。

（幹事会）

第５条　推進本部の能率的運営を期し、事務を整理するため、推進本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

３　会長は行政改革・危機管理監をもって充て、副会長は総務部次長をもって充てる。

４　幹事は、財政課長、人事課長、行政経営推進室長、企画調整課長、県民生活文化課長、健康福祉政策課長、商工政策課長、農林水産政策課長、監理課長、エネルギー開発振興課長、会計管理課長、地域県民局地域連携部長、病院局運営部経営企画室長、教育庁教育政策課長及び警察本部警務部警務課長をもって充てる。

５　会長は、幹事会を総括する。

６　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

７　幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。
８　会議には、第３項及び第４項に規定する職にある者のほか、会長が命じた職員が出席するものとする。

（庶務）
第６条　推進本部の庶務は、総務部行政経営推進室において処理する。

（補則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、平成２０年１月２４日から施行する。
２　青森県行政改革推進本部設置要綱は、廃止する。
附　則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。